

事務局長

皆様、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。  
本日は新年初の総会でございますが、大変天候が荒れておりまして、その中、会議にご出席いただきましてありがとうございます。

今年の冬は大変な大雪となりまして、市では年初めに豪雪対策本部を立ち上げまして、その対応に当たっているところでございます。

それに加えまして、昨日来の強風でございまして、農業施設などに被害がないかどうか大変心配されるところでございますが、今後、調査等が進みますとその結果のほうについても報告されると思います。

それでは初めに欠席の届出でございますが、4番、本間隆喜委員、5番、三浦功委員、7番、伊藤裕樹委員、9番、齊藤亘委員、14番、田村誠市委員、17番、佐々木忠永委員から出ております。

次に、議案の訂正のほうをお願いいたします。

お配りしております議案書2ページでございますが、議案第1号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」の一番下のところの項目にあります地目別内訳（現況）の田の筆数ですけれども、11筆とあるのは誤りで10筆に訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。申し訳ございませんでした。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

事務局長

会長からご挨拶がございます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は18名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回、12月9日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元にお配りしております第7回総会までの業務報告書をご覧ください。

すみません、ここにも訂正がございます。12月18日の業務内容及び備考欄でございますが、農業者年金加入促進部長とあるのは誤りでございまして、正しくは加入推進部長でございます。大変申し訳ございませんでした。訂正のほうをよろしく願いいたします。

それでは、内容のほうでございますが、12月9日は、第9回農業委員会総会をここ神岡農村環境改善センターにおいて委員22名、推進員8名の出席をいただき開催してございます。

次に、12月18日ですけれども、農業者年金加入推進部長会議を部長9名の出席をいただき、今年度の活動内容などにつきましてご協議いただいております。

そのほかにつきましては、資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長	異議なしと認め、15番、高川吉昭委員、16番、鈴木靖浩委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。
議 長	議案第1号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。
事務局長	議案第1号 大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について 大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき大仙市長より大仙市農業委員会会長あて諮問があったので意見を求める。 令和3年1月8日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	本案について農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	

おはようございます。

初めに、本日、農業振興課から3名うかがわせていただきました。

まず、農業振興課の今野でございます。

(よろしく願いますの声)

安部でございます。

(おはようございます。よろしく願いますの声)

あと、私、渡辺です。よろしく願います。

改めまして、明けましておめでとうございます。また、おめでとうございますという言葉が非常にそぐわないような状況でございますけれども、時候の挨拶ということでよろしく願います。

日頃より農業委員の皆様、また推進委員の皆様には大変お世話になってございます。本年もどうかよろしく願います。

先ほど来、会長からもございましたように、大雪ということで局長からも本部を立ち上げたというようなお話がございましたけれども、日々被害が明らかになってきている状態です。

特に、やっぱり積雪深が一番多いのが大曲ということで、昨日の10時現在でやはりパイプハウス、農業用パイプハウスの関係で35棟ほど、やはり雪のために損壊というような状況です。これが毎日倍々というような状態で、確認が進むに従って増えている状態です。

特徴的なのが非常に単管パイプの格納庫、48ミリの単管パイプの格納庫が上からぐしゃっというような損壊の状態も確認されております。まさかあの太いパイプがいつてしまうのかというような、本当に大きな被害という状況です。

また、ビニールを張っていない、被覆していないパイプ、こちらにも非常に被害が多い状況です。むしろ、ビニールを張っているものよりも外しているハウスの損害のほうが、損壊のほうが多いというような状態です。

どうか、なかなかパイプハウスまでというのは行き届かない部分あるとは思いますが、皆さんの各地域でお声がけいただいて、小まめに注意しながらの除排雪等、できればお願いしたいなという状況です。どうかよろしく願います。

また、先ほど来、会長からもございますとおり、要は新しい年を迎えたものの非常に今の大雪、そして新型コロナウイルスというような、なかなか明るいニュースがございません。

コロナに関連しては、例えば米の需要が、需給が不均衡、あるいは農作物も急遽天候が回復して過剰供給になったりと、非常に天候、そしてコロナという中で農作物自体の需給不均衡ということで、したがって値段のほうも非常に不安定、むしろ下げというような形で推移しているところでございます。

こういったなかなか厳しい状態が続いておりますけれども、よく言えば今が多分踏ん張りどころでございます。それぞれできることをしっかりやっていくことしかないのかなと思ってございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

このたび、お時間いただきまして、大仙農業振興地域整備計画の変更ということでご説明させていただきますけれども、本日総会にお諮りするに当たりましては、大変お忙しい中、地元農業委員の方々に現状をご確認いただいております。

また、昨年12月17日には、農業振興地域整備促進協議会幹事会を開催してございます。計画の妥当性、要件に照らし合わせまして協議を行ったところであります。優良農地ですけれどもやむを得ないであろうという判断に至ってございます。

また、今回、大曲地域において計画面積1ヘクタールを超える案件でございます。こちらは幹事会ではなくて促進協議会案件ということになりますけれども、各委員、書面での協議となりましたけれども、各委員からはご了承いただいた上で本日ご提案申し上げる次第でございます。

それでは、この後、各地域の担当からご説明申し上げますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

大変お疲れさまでございます。農振法関係を担当しております、農業振興課の今野でございます。本年もよろしくお願ひいたします。

ここからは座って説明させていただきたいと思ひます。

まず、各地域の説明に入ります前に、全体の概要について私のほうからご説明をさせていただきたいと思ひます。

お手元の議案資料の第1号の1ページと2ページ、それから写真のついた総会議案資料の1ページから10ページまでをご覧ください。

今次、令和2年度後期分の計画変更につきましては、除外案件8件のみとなっております。

変更する筆数でございますけれども、現況地目が田の筆数、田が10筆となっております。同じく現況地目、畑のほうは3筆の計13筆となっております。面積はトータルですけれども1万5,633.87平米でございます。

除外後の用途につきましては、一般住宅が2件、工場用地1件、資材置場が2件、その他4件となっております。

除外案件につきましては、これまで同様、この事業計画の妥当性や除外することによる農地の集団化、効率化、担い手の農地集積や水路等の土地改良施設に支障がないかどうかの除外の要件に加えまして、農地転用許可の可否議についても含めまして総合的に判断させていただいたものでございます。

詳細につきましては、この後、大曲、神岡、南外、仙北、太田地域の順で各地域の担当よりご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、初めに大曲地域の除外案件2件についてご説明申し上げます。

座ったまま説明させていただきます。

まず初めに、1番からご説明いたします。

総会議案資料につきましては、1ページ目、2ページ目をご覧ください。

申出地は、飯田〇〇〇〇〇〇〇、現況地目が田、面積が〇〇〇〇〇〇〇〇平米の1筆です。

申出者、計画者ともに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さんです。

用途は一般住宅及び駐車場となっております。計画者は、介護施設を経営する役員であり、今後の事業展開のため現在居住している自宅兼事務所の退去と介護施設に勤める従業員用駐車場の確保を必要としております。今回、当該農地を住宅及び駐車場として利用するため、農用地区域から除外するものです。

当該地は、宅地化が進む区域に隣接する農地に当たり、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

また、生活排水は合併処理浄化槽で処理するため、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

土地改良事業につきましては、国営造成土地改良施設整備事業が平成14年度に完了しており、完了後8年以上経過しております。また、関係土地改良区とも調整して調整済みです。

農地転用における立地基準につきましては、市街地化が見込まれる区域内にある農地で公共施設の整備状況から見て、大仙市役所南庁舎からおおむね1キロメートル以内あることから、第2種農地に該当すると判断しております。

農地転用における許可基準につきましては、第2種農地は事業の目的を達成できる同規模の農地以外の土地や第3種農地など、申請地に代わる土地が周辺にない場合、許可できるということから、事業の目的や立地場所、周辺の土地の状況を勘案し、許可要件を満たすと判断しております。

次に、2番についてご説明いたします。

総会議案資料につきましては、3ページ目、4ページ目をご覧ください。

申出地は、大曲西根〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇の現況地目、田5筆、面積は〇〇〇〇〇〇〇〇平米です。

申出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さん並びに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さんです。計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さんとなっております。

用途は工場用地です。計画者は、建築資材の製造、運搬、販売事業を営んでおりますが、建築資材の需要増加により製品ストックヤードを確保するため、既存の工場敷地に隣接している東側の当該地を農用地区域から除外するものとなっております。

当該地は、国道105号線付近に位置する農地であり、当該変更により分断、孤立する農地はなく、農用地の集団化、担い手の農地集積に及ぼす影響はないと勘案しております。

雨水については自然流下となりますが、L型擁壁によるのり面保護及び干渉地を設けて土砂の流出を防ぐとしていることから、土地改良施設等の機能に支障に及ぼすおそれはないと判断しております。

土地改良事業については、県営圃場整備事業が昭和53年度に完了しておりますし、事業完了後8年を経過しております。関係土地改良区とも調整済みであります。

農地転用における立地基準につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当するものとなつたと把握しております。

農地転用における許可基準についてですが、特別の立地条件を必要とする既存の施設の拡張ということで、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地面積で2分の1を超えないものに該当することから許可要件を満たすと判断しております。

大曲地域についての説明は以上です。

続きまして、神岡地域2件についてご説明させていただきます。

初めに、3番になります。

総会議案資料につきましては、5ページ、6ページをご覧ください。

申出地は、神宮寺〇〇〇〇〇〇〇の現況地目、畑1筆、面積は〇〇〇平米です。

申出者、計画者ともに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

用途は駐車場です。計画者は、農業の傍ら花火の製造販売を行う企業の役員もしておりますが、事務所の駐車場は手狭で、来客が多いときは事務所前の市道に駐車することを余儀なくされている状態でございます。このことから事務所の隣接地に駐車場を整備し、事故や通行妨害を避けるため、計画者が所有する当該地を農用地区域から除外するものです。

当該地は、事務所と道路に囲まれた農地であり、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

雨水につきましては、勾配を調整して既存の用水路に排水するため、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

農地転用における立地基準につきましては、事務所、県道、市道に囲まれた狭小な生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であることから、第2種農地に該当するものと判断しております。

農地転用における許可基準につきましては、第2種農地は事業の目的を達成する同規模の農地以外の土地や第3種農地など、申請地に代わる土地が周辺にない場合、許可できることから、事業の目的や立地場所、周辺の土地の状況を勘案し、許可要件を満たすと判断しております。





となっております。当該変更により分断、孤立する農用地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

生活排水は合併浄化槽により処理し、土砂の流出を防ぐためL型擁壁を設置することから、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

土地改良事業については、県営圃場整備事業が平成23年度に完了しており、8年が経過しております。関係土地改良区とも調整済みです。

農地転用における立地基準につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当するものと判断しております。

農地転用における許可基準につきましては、当該地は集落に隣接した農地であり、申請に係る農地の周辺の地域において業務上必要な施設で集落に隣接して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。

以上、全案件についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 足達委員。
足達委員	22番の足達です。 今回の除外の案件の②番についてですけれども、昨年もこの案件があったような気がしますけれども、確認ですけれども今回で何回目ですかということと、大変こまかい指摘で申し訳ないですけれども、①番の所有者の住所、議会資料と違って、それと6番の申請者の名前が議案書と違って、訂正してください。
農業振興課	ご質問にお答えいたします。 それでは、まず案件2と、案件2番の何回目の拡張かという質問ですが……
足達委員	拡張というよりも変更です。農振除外の変更、何回目に当たりますか。
農業振興課	今回で4回目の申出となり、今回の変更となります。 すみません、続きまして、資料の訂正についてです。 1番の〇〇〇〇様の計画者、所有者の住所につきましては、〇〇〇〇〇〇が正しいものとなります。ですので、資料の1ページ目、2ページ目の住所につきまして、〇号となっておりますので、〇号に訂正させていただきます。
農林建設課	ご指摘のありました6番についてであります。議案のほうは正解でございます。誠に〇〇〇〇〇〇が正解でございます。資料のほうを訂正願います。大変申し訳ございませんでした。
議長	よろしいですか。 ほかにありませんか。 (なしの声)
議長	質疑ないようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	賛成多数ですので、議案第1号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見

	<p>について」は、原案のとおり同意することに決定しました。          ここで農業振興課の職員が退席いたします。</p>
農業振興課	<p>ありがとうございました。          本年もまたよろしく願いいたします。          (職員 退席)</p>
議 長	<p>次に、議案第2号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
事務局長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について          農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。          令和3年1月8日提出          大仙市農業委員会 会長 細谷精悦</p>
議 長	<p>議案第2号の案件1番を議題とします。          本案件は、〇〇番、〇〇〇〇〇の関係議案につき、会議規則第28条の規定により          〇〇〇〇の退席を求めます。          (〇〇〇〇 退席)</p>
議 長	<p>事務局より説明を求めます。</p>
参 与	

3ページ、1番をご覧ください。  
 売買による所有権移転の案件です。  
 農地の所在地は、内小友〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、ほか田9筆、  
 合計、田10筆、合計〇〇〇〇〇平方メートルです。  
 譲渡人は、秋田市山王四丁目1番2号、公益社団法人秋田県農業公社です。譲受人は、〇〇〇〇〇  
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、68歳です。  
 申請理由につきましては、農地売買支援事業10年分割型の償還が完了したことに伴い、所有権移  
 転するものです。  
 売買価格については、総額〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円、10アールあたりに割り返しますと約〇〇〇〇  
 〇〇〇円となっております。  
 この案件は、農地法第3条の各要件を満たしているものと思われまます。よろしくご審議くださるよ  
 うお願い申し上げます。

議 長	<p>説明が終わりました。          これより質疑を行います。          質疑ございませんか。          (なしの声)</p>
議 長	<p>質疑ないようですので、これより採決いたします。          議案第2号、案件1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお          願いします。          (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。          全員賛成ですので、議案第2号、案件1番の「農地法第3条の規定による許可申請          について」は、原案のとおり許可することに決定しました。</p>





れたものです。

私からは、そのほかの案件につきまして、その概要を説明いたします。

議案第2号につきましては、ただいま説明いたしました4件のほかに、有償所有権移転1件、無償所有権移転6件、使用貸借権設定の新規1件、更新5件がございます。

17ページから18ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項各号には該当しない旨、記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑ないようですので、これより採決いたします。  
議案第2号、案件2番から18番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第2号、案件2番から18番までの「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。  
ここで暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

議 長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前11時00分 再開)

議 長

次に、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
令和3年1月8日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

19ページ、1番をご覧ください。

位置図、平面図につきましては、資料1、2ページにあります。

資材置場、車両置場の拡張に伴う所有権移転の案件であります。

転用する農地は、角間川町○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル、ほか田1筆、合計、田2筆、面積○○○○○平方メートルです。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。譲受けの対象は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○さんです。



議 長

ありがとうございました。  
案件の2番については、私のほうから説明させていただきます。  
駐車場の設置ですけれども、この〇〇〇〇〇は地元の若い人を雇用して業務を拡大している会社です。図面を見ても分かるとおりに、宅地だらけでもう耕作不便な面もありますけれども、駐車場としては妥当ではないかなと思いますので、よろしくご審議をお願いします。  
案件の3番についてお願いします。

茂木委員

8番、茂木です。  
12月21日に事務局と一緒に現地を確認してきました。雪が積もっておりまして、どうかという感じだったのですが、現地については市道脇で常に見ておりますので、状況が分かっています。あまり違和感はなかったんですが、市道協和河辺線のほうから流入するようなそんな感じであるという話を聞きまして、見てきました。事務局の説明のとおり、何ら問題はないものと思われまますので、よろしくご審議のほうお願いします。

議 長

ありがとうございます。

事務局長

現地調査、大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第4号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。  
令和3年1月8日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

議案第4号、案件20番を議題とします。  
本案件は、〇〇番、〇〇〇〇〇〇の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇〇〇の退席を求めます。  
(〇〇〇〇 退席)

議 長

事務局の説明を求めます。





全員賛成ですので、議案第4号、案件22番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。  
○○番、○○○の入場を求めます。  
(○○○ 入場)

議長

次に、議案第4号、案件1番から19番及び23番から126番までを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

参与

20ページ、1番をご覧ください。

売買による所有権移転です。

所有権を移転する農地は、大仙市北野目○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートル、1筆です。

譲渡希望者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、60歳です。買受希望者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

売買価格は総額○○○○○○○○円、10アール当たりになると約○○○○○○○○円です。

申出理由といたしまして、○○さんは旦那さんが亡くなり農地を相続しました。所有農地の大部分を別の法人へ貸し付けておりましたが、当該農地1筆のみ離れており、現在、藪台地区土壌整備内に仮換地されていることから、農地を集積している○○○○○○○○○○へ売買の相談をし、法人がこれに応じたものです。

24ページから26ページの9番及び10番をご覧ください。

関連がありますので、一括で説明させていただきます。

初めに、24ページから26ページの9番です。

所有権を移転する農地は、大仙市土川○○○○○○○○○、台帳、現況とも畑の○○○○○平方メートル、ほか田12筆、畑5筆の合計18筆、面積○○○○○○○○平方メートルです。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、79歳。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

売買価格は、10アール当たり○万円で、総額○○○○○○○○○○円です。

続きまして、10番です。

所有権を移転する農地は、大仙市土川○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○平方メートル、ほか田1筆、合計面積○○○○○平方メートルです。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、75歳。所有権の移転を受ける方は、先ほどと同じ、○○○○さんです。

売買価格は、10アール当たり○万円で、総額○○○○○○○○○○円です。

理由といたしまして、○○さん、○○さんともに高齢で経営規模の縮小を希望しており、近隣を耕作する○○○さんに売買の相談をしたところ、○○○さんがこれに応じたものです。

○○さんの10アール当たり単価が低いのは、○○さんが売買の相談をした際、○○○さんの買受け面積が○○○もあるため、10アール当たり○万円しか出せないとの申出を○○さんが受け入れたためです。

42ページから45ページの43番から49番をご覧ください。

関連がありますので、一括でご説明いたします。

利用権を設定する農用地は、大曲○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル、ほか田18筆、合計、田19筆、面積○○○○○○○○平方メートルです。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、79歳、ほか6人です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。





とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第4号、案件1番から19番及び23番から126番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、議案第5号の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（変更案）について」を議題とします。

事務局長

議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（変更案）について  
農業委員会等に関する法律第7条に基づき、大仙市農業委員会における農地等の利用の最適化の推進に関する指針（変更案）の決定について意見を求める。

令和3年1月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

それでは、私のほうから農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部変更についてご説明いたします。

お配りしました農地等の利用の最適化の推進に関する指針（変更案）をご覧ください。

大仙市農業委員会では、平成30年11月に現行の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を設定し、そしてそれに基づきまして事業を進めているところでございますが、昨年の7月に農業委員並びに推進委員の改選が行われました。

現行の指針では、改選期ごとに検証、見直しを行うこととされております。そのため、今回の案件とさせていただきます。

変更案の内容につきましては、国の方針なども変わっておりませんので、平成30年11月に設定した指針とほぼ同じとなっております。また、現行の指針では、平成35年（令和5年）までの目標を立てておりますが、現在のところ、まだその目標が達成されておられません。そこで、現行の指針を継続したらどうだろうかと考えております。

変更となった箇所は、1ページの下から5行目の「平成35年」の文言の隣に元号が変わりましたので、「（令和5年）」という文言を付け加えております。ちょうど網かけしてある部分でございます。

続いて、2ページの下から15行目の「「農地法の運用について」」の後に、「の制定について」という文言を付け加えております。これもちょうど網かけしておる部分でございます。

さらに、2ページ、3ページ、4ページの四角で囲われている欄につきましては、令和2年3月の現状と令和5年3月の目標の2段といたしました。

また、同じく2ページ、3ページ、4ページの四角で囲われている欄の数字につきましては、市のホームページ上に公開されている数字を基に作成しております。

以上、ご説明いたしました。指針の内容につきましては大きな変更はございません。

本日の総会でこの変更案をご承認いただければ、今年の2月から実施したいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑ないようですので、これより採決いたします。  
議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第5号の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（変更案）について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」事務局より報告願います。

事務局長

報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について  
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。  
令和3年1月8日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局より報告願います。

参 与

96ページをご覧ください。

法人の事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。

1番、大仙市神宮寺字金葛127番地、株式会社農匠、代表取締役、齊藤章以上、1法人からの報告がありました。

詳細につきましては、97ページから99ページをご覧ください。

結果、農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長

以上、報告といたします。

議 長

これで本日の案件は全て終了しました。  
そのほか、事務局のほうから何かありませんか。

参 与

私のほうから1件ほどご説明させていただきたいと思います。  
本日お配りしました農業委員会法改正5年後調査の調査項目という資料についてご説明いたしたいと思います。  
昨年10月下旬に全国農業会議所から事務局のほうへ、平成28年に農業委員会法が改正されてから5年が経過しましたが、現在の状況と今後の要望等についてアンケートに答えてほしい旨の依頼がございました。  
そこで、事務局案を作成しまして、会長と事務局長から内容を確認していただいた上で回答したものが本日お配りしました添付書類でございます。後でご覧になっていただければよろしいかと思っております。  
私のほうからは以上です。

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。  
(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして第7回の大仙市農業委員総会を閉会します。  
本日はご苦労さんでした。

(午前11時38分 閉会)